福利厚生事業の公表について

村では、地方公務員法第42条に基づき、職員の健康その他厚生に関する事業を次により実施しています。

【長野県市町村職員互助会及び南相木村職員互助会】

県内の市町村及び一部事務組合等で組織された「長野県市町村職員互助会」に加入しています。

１．互助会の運営

　職員の掛金と村の負担金により運営されています。

　　・職員掛金（個人負担）・・・給料月額の2.8/1000

　　・村負担金（公費負担）・・・給料総額の2.3/1000

２．令和２年度支出状況（会員数54人、令和３年３月末現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 支　出　額 |
| 職員掛金 | 522千円 |
| 村負担金 | 429千円 |
| 計 | 951千円 |

３．主な事業内容

健康やメンタルヘルスなどの事業実施のほか、各種祝金、見舞金などの給付事業があります。